

六次産業化・地産地消法に基づく認定に関するQ&A (平成29年6月1日版)

＜総合化事業とは＞

総合化事業とは、農林漁業者等が、①農林漁業経営の改善を図ることを目的に、②農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、③農林水産物等の価値を高めることを目指したものです。その上で、以下の事業を行うものをいいます。

- 1 自らの生産に係る農林水産物等を原材料として行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- 2 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売方式の導入等
- 3 前2つの措置を行うために必要な施設の改良又は取得等

1. 新商品の開発、生産又は需要の開拓

問1 総合化事業における「新商品」とは、どのような商品ですか。

(答)

- 1 「新商品」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに開発、生産又は需要の開拓を行ったことのない商品のことです。
- 2 具体的には、
 - ① 商品そのものが新しい
(例) リンゴでジュースを作っていたが、新たにリンゴでジャムを作る場合など
 - ② 原料が新しい
(例) 今まで作っていたジュースの原材料であるリンゴとは別の品種のリンゴを用いて、リンゴジュースを作る場合など
 - ③ 製法が新しい
(例) 商品の種類も原材料も変わらないが、食味を改善する、保存期間を延ばすなどの目的で製法を改良する場合などのいずれかに該当すれば、新商品に当たります。

＜事例問題1＞

A牧場では、自ら生産した生乳を使用したジェラートを製造し、販売しています。今回新たに自ら生産したぶどうを使ったジェラートを製造し、販売する場合、新商品に該当しますか。

(答)

今回新たに製造するジェラートの原材料又は製法が異なることから、新商品に該当します。

<事例問題2>

B水産では、自ら収穫した魚を使用してかまぼこ（ブロック型）を製造しています。今回新たに一口サイズにカットしたかまぼこを開発する場合、新商品に該当しますか。

(答)

製造工程において新たにカットの工程が増えることから、製法が新しいと認められますので、新商品に該当します。

<事例問題3>

C農業生産法人では、自ら生産した小麦を使用してうどんを製造しています。今回新たにパッケージデザインのみを変更し、うどんを販売する場合、新商品に該当しますか。

(答)

パッケージデザインのみを変更した場合でも、商品そのものが新しいと認められますので、新商品に該当します。

その上で、包装（パッケージ）や内容量を見直すことにより消費者への訴求効果が向上する等により所得が向上することが見込まれる場合、総合化事業に該当します。

<事例問題4>

D酒造では、自ら生産した米を使用して720ml入りの日本酒を製造しています。今回新たに消費者ニーズを踏まえて、300ml入りの日本酒を製造する場合、新商品に該当しますか。

(答)

内容量を変更した場合は、商品そのものが新しいと認められますので、新商品に該当します。

その上で、内容量の変更が消費者や販売先のニーズに応じて行われるなど、更なる販路開拓を行い農業経営が改善されることが見込まれる場合は、総合化事業に該当します。

<事例問題5>

E農業生産法人では、自ら生産したえごま（普通栽培）を使用してえごま油を製造販売しています。今回新たにえごま（有機栽培）を使用してえごま油を製造販売する場合、新商品に該当しますか。（加工方法は

これまでの商品と同じ)

(答)

原料となるえごまの品種が同じであっても、その栽培方法の違いが商品の価値の向上につながる場合は、原料が新しいと認められますので、新商品に該当します。

＜事例問題6＞

農家民宿において自ら生産した農林水産物等を原材料として朝食・夕食を提供する場合は、「新商品の開発、生産又は需要の開拓」に該当しますか。

(答)

- 1 「新商品の開発、生産又は需要の開拓」として認められます。
- 2 なお、農家民宿において、自ら生産した農林水産物等を原材料として朝食・夕食を提供する取組は、商品（朝食・夕食）と宿泊サービスが同時に提供されるものです。
したがって、総合化事業計画における売上高の計上の仕方については、
 - ① 商品（朝食・夕食）の売上高
 - ② サービス（宿泊）の売上高のうち、①のみを計上しても、①と②をまとめて計上しても、どちらでも差し支えありません。

＜事例問題7＞

農家レストランにおいて自ら生産した農林水産物等を原材料として料理を提供する場合は、「新商品の開発、生産又は需要の開拓」に該当しますか。

(答)

「新商品の開発、生産又は需要の開拓」として認められます。

問2 総合化事業計画の認定を受けた事業者Aが、出資を行い、新会社Bを設立しました。新会社Bが、事業者Aの総合化事業と同じ商品を用いる総合化事業計画を作成する場合、新商品として認められますか。

(答)

新会社Bは、事業者Aとは別人格となりますので、新会社Bにとっては新商品に該当します。

問3 事業の本格実施に向けて市場動向等の情報を得るため、既にテスト販売を行っている商品は、新商品として認められますか。

(答)

既にテスト販売を行っている商品についても、本格的な販売に至っていない場合は、新商品として認められます。

問4 新規就農者が、就農して初めて自ら生産した農産物を使用し、加工品の開発・販売を行う場合、この加工品は新商品に該当しますか。

(答)

初めて加工品の開発・販売に取り組む場合も、新商品に該当します。

2. 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

問5 総合化事業における「新たな販売の方式」とは、どのような販売方式ですか。

(答)

- 1 「新たな販売の方式」とは、認定を受けようとする農林漁業者等が、これまでに用いたことのない販売方式のことです。
- 2 「販売の方式」については、主に
 - ① 消費者が商品の実物を見た上で購入することができる販売の方式（実店舗、自動販売機）
 - ② 消費者向けの販売であって、①以外の方式（インターネット、カタログ、電話等）
 - ③ 実需者向けの販売（卸売。いわゆるB to B）に分けられますので、この中でこれまでに用いたことのないものが、「新たな販売の方式」となります。
- 3 例えば、
 - ① これまでスーパーに契約販売をしていた農業者が、新たに通信販売を始める場合
 - ② これまでJAに販売を委託していた農業者が、新たにJAが運営する直売所で直接販売を始める場合が挙げられます。
- 4 さらに、「販売の方式」の種類はその販売の対象となる農林水産物等との組み合わせも含めて考えます。つまり、実物を見た上で購入する販売の方式であっても、その対象たる農林水産物等の品種が異なれば、販売の方

式も異なるものとして扱います。

問6 生果を新たな販売の方式により販売する総合化事業計画の認定を受けた事業者Aが、出資を行い、新会社Bを設立しました。新会社Bが、事業者Aの総合化事業と同じ販売の方式を用いて生果を販売する総合化事業計画を作成する場合、新たな販売の方式として認められますか。

(答)

新会社Bは、事業者Aとは別人格となりますので、新会社Bにとっては新たな販売の方式に該当します。

問7 総合化事業における「販売の方式の改善」とは、どのような改善ですか。

(答)

- 1 「販売の方式の改善」とは、既に用いている販売の方式を改善することにより収益性の向上を図ることをいいます。
- 2 例えば、
 - ① 直売所に栄養士や野菜ソムリエが常駐し、健康意識の高い客層をターゲットとして、健康に配慮した美味しい野菜の食べ方などのアドバイスを行いつつ直接販売を行う
 - ② 国内のみで野菜の販売を行っていた農業法人が、海外の富裕層をターゲットとして、現地にてニーズのある野菜の生産に取り組み、新たにその輸出を行うといった取組が挙げられます。

<事例問題8>

F農業生産法人は、ピーマンを生産し、契約販売（実需者向けの販売）しています。今回新たに茄子を生産し、契約販売する場合、「新たな販売の方式の導入」又は「販売の方式の改善」に該当しますか。

(答)

F農業生産法人にとって、新たに導入する「茄子の契約販売」は既に導入している「ピーマンの契約販売」と販売する農林水産物等の品種が異なるので、販売の方式も異なることとなり、「新たな販売の方式の導入」に該当します。

<事例問題9>

G農業生産法人は、Xスーパーと契約販売（実需者向けの販売）を行っています。今回新たにYスーパーとも同じ内容の契約販売を行う場合、

「新たな販売の方式の導入」又は「販売の方式の改善」に該当しますか。

(答)

契約販売（実需者向けの販売）という販売の方式は変わらないことから、「新たな販売の方式の導入」に該当しません。また、取引先が追加されるのみですので、「販売の方式の改善」にも該当しません。

なお、これまでスーパーに契約販売していた農林水産物等を新たに高級スーパーやデパートに卸すことで、卸売価格の上昇が見込まれ、収益性の向上が図られる場合は、契約販売という販売の方式そのものは変わらないものの、「販売の方式の改善」に該当します。

<事例問題10>

Ⅰ 農業生産法人は、直売所においていちごを販売しています。今回新たに観光農園を開いて入園料を徴収し、いちごの食べ放題のサービスを提供する場合は、「新たな販売の方式の導入」又は「販売の方式の改善」に該当しますか。

(答)

- 1 消費者向けの対面販売という販売の方式は変わらないことから、「新たな販売の方式」には該当しませんが、観光農園を開くことにより、収益性の向上が図られる場合は、「販売の方式の改善」に該当します。
- 2 なお、入園料を徴収して果物の食べ放題を行う取組は、商品（果物）とサービス（もぎとり体験）が同時に提供されるものです。
したがって、総合化事業計画における売上高の計上の仕方については、
 - ① 商品（果物）の売上高
 - ② サービス（もぎとり体験）の売上高のうち、①のみを計上しても、①と②をまとめて計上しても、どちらでも差し支えありません。

3. 1、2に掲げる措置を行うために必要な生産の方式の改善

問8 総合化事業における「生産の方式の改善」とは、どのような改善ですか。

(答)

- 1 「生産の方式の改善」とは、農林漁業者等が行う新商品の開発や新たな販売の方式の導入等の取組に必要な農業用施設の取得、新規の作物や家畜の導入、地域の土地、水その他の資源を生かした新たな生産方式を導入することです。

2 例えば、

- ① さつま芋を活用した新たなスイーツを開発するため、加工適性の高い品種の導入に取り組む。また、原料となる加工向け品種の安定調達を実現するため、他の生産者と栽培契約を締結する
 - ② ベビーリーフを活用した小売用のサラダを開発するため、新たに水耕栽培を行う
 - ③ スーパーへの契約販売のみを行っていた農業生産法人が、消費者への直接販売に取り組むに当たり、野菜の通年供給や品揃えを確保する観点から、新たに複数種類の野菜の栽培を行う
- といった取組が挙げられます。

4. 総合化事業計画の更新

問9 総合化事業の認定期間が終了しましたが、継続して認定を受けることはできますか。

(答)

- 1 農林漁業者にとっての6次産業化の取組は、農林漁業経営の改善のために行われるものですので、総合化事業計画の実施期間内のみならず、不断に継続していくものと考えられます。
- 2 実際に6次産業化に取り組んでいる事業者の方々の声を聴きますと、新商品を開発して一定期間が経過すれば、商品に工夫を加えたり、需要の開拓等を検討する時期を迎えています。
- 3 このような意欲ある農林漁業者に対しては、国としても、都道府県やサポートセンター等と連携しながら、6次産業化プランナーを紹介したり、支援策の活用を促すなど、継続的に支援したいと考えています。
- 4 このため、引き続き総合化事業の取組を発展させたいと考えている事業者の方々には、改めて総合化事業計画を策定し、国の認定を受けることをお勧めしています。

問10 再び認定を受ける場合、事業の実施期間が連続している必要はありますか。

(答)

事業の実施期間が連続している必要はありません。

問11 再び認定を受ける場合、既に認定を受けた総合化事業における「新商品」は、引き続き新商品として認められますか。

(答)

- 1 初めて認定を受ける時点までに開発、生産又は需要の開拓を行ったことのない商品は、再び認定を受ける場合も、引き続き新商品として認められます。
- 2 そのため、例えば、既に認定を受けた総合化事業において新商品の売れ行きが順調だったことから、引き続き、同じ商品について販路の開拓を行いつつ増産する内容の総合化事業計画を作成し、改めて認定を受けることも可能です。